

戸籍謄本を請求される法人の方へ

平成20年5月1日より、戸籍法の一部改正が施行され、戸籍謄本等を請求される場合の請求者の本人確認がより厳格になり、個人情報保護に十分留意した制度とされました。

つきましては、第三者（法人）の方からの戸籍謄本等の請求の場合、下記の内容をご確認いただき、遺漏なく申請いただきますようお願いいたします。

ご協力方よろしくようお願いいたします。

記

1. 申請書に明記いただく事項

- (1) 請求される法人の名称、代表者又は支配人の氏名、事務所の所在地（代表者の申請の場合は本店若しくは支店、支配人の申請の場合は支店の所在地）
- (2) 現に申出の任に当たっている方の氏名（署名又は記名押印）、住所又は生年月日
- (3) 請求対象者の氏名・本籍・筆頭者氏名（可能な範囲で生年月日もご記入ください）
- (4) 利用の目的
 - ①～③の場合に該当するかどうか判断しますので、詳細かつ具体的にご記入ください。
 - ①自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合
 - ②国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合
 - ③①、②以外で戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合

2. 添付資料

- (1) 現に請求の任に当たっている方が、法人の代表者、支配人の場合
 - ①代表者、支配人の資格を証する書面（3ヶ月以内に発行された原本提出、還付可）
 - ②代表者、支配人の運転免許証、健康保険証等の本人確認書類（窓口の場合は原本提出）
- (2) 現に請求の任に当たっている方が、法人の代表者、支配人以外の場合
 - ①代表者、支配人の資格を証する書面（3ヶ月以内に発行された原本提出、還付可）
 - ②社員等の運転免許証、健康保険証等の本人確認書類（窓口の場合は原本提示）
 - ③社員証等（窓口の場合は原本提示）又は代表者、支配人が作成した委任状（法人の名称及び所在地が明示されたもの）

3. 郵送の返送先

現に請求の任に当たっている方が、

- ①代表者の場合：代表者の資格を証する書面に記載された法人の本店、支店の所在地
- ②支配人の場合：支配人の資格を証する書面に記載された法人の支店の所在地
- ③社員等の場合：原則として事務所（*以下参照）の所在地

*事務所（本店、支店、事務所、営業所いずれでも可）の住所の明示が併せて必要です。

上記2（2）③の書類にその明示があれば兼用で可。明示がない場合は、法人の登記証明書・パンフレット・事業所一覧等の写しの添付が別途必要です。

精華町役場 住民部 総合窓口課 戸籍住民係

〒619-0285（個別番号）住所：京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻 70 番地

Tel. 0774-95-1915（総合窓口課直通）、0774-94-2004（代表）、Fax：0774-95-3974